

道 路 工 事 施 行 方 法 基 準

一部改正 平成 1 6 年 4 月 1 日

一部改正 平成 2 0 年 4 月 1 日

新潟市道路工事承認規則（平成 19 年新潟市規則第 73 号）第 10 条の規定による工事の施行方法は次の各項の定めるところによる。

- 1 交通に支障を及ぼさないように努め、掘削土砂及び工事用器具、機械、材料等（以下「掘削土砂等」という。）を路面に堆積し、又は散乱させないこと。
- 2 掘削土砂等で消防施設、水道施設及びマンホール等の所在箇所を不明瞭にしたり、接近を困難にしないこと。
- 3 掘削土砂等で道路標識又は道路標示を不明瞭にしないこと。
- 4 工事施工に伴う占用物件の移設に当たっては、占用者の立会いを求めるなどして支障のないように施行すること。
- 5 工事箇所が住居等に接近している場合には、出入りを妨げない措置を講ずること。
- 6 路面を掘削する場合は、深さ又は地質等に応じて適当な土留工を施し、周囲の路盤をゆるめないようにすること。
- 7 道路を横断して掘削する場合は、交通に支障を及ぼさないよう部分的に行うこと。
- 8 工事中のわき水又はたまり水等については、道路の構造その他に影響を及ぼさないよう路面外へ排出すること。
- 9 埋戻し土の品質及び品質管理並びに施行管理については、埋戻土標準仕様書の規定によるものとする。
- 10 前項の工法によりがたい場合は、市長の指示する工法で行うこと。